

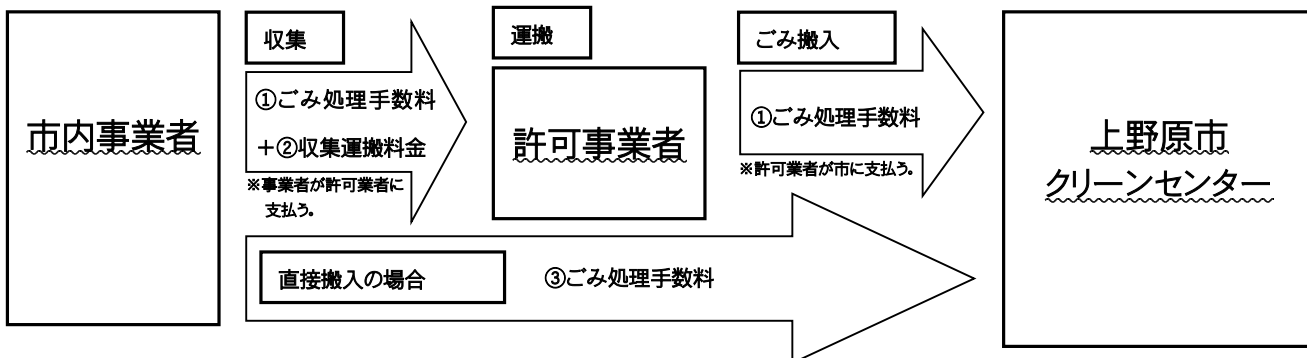
事業系ごみ(一般廃棄物)の「ごみ処理手数料」を改定します。

現在の事業系ごみの処理手数料は、近年の急激な物価高騰の影響もあり、実際のごみ処理原価と比べると乖離した状況が続いています。また、近隣自治体の手数料との間に格差が生じているため、市外事業者から排出された一般廃棄物が流入している恐れもあります。

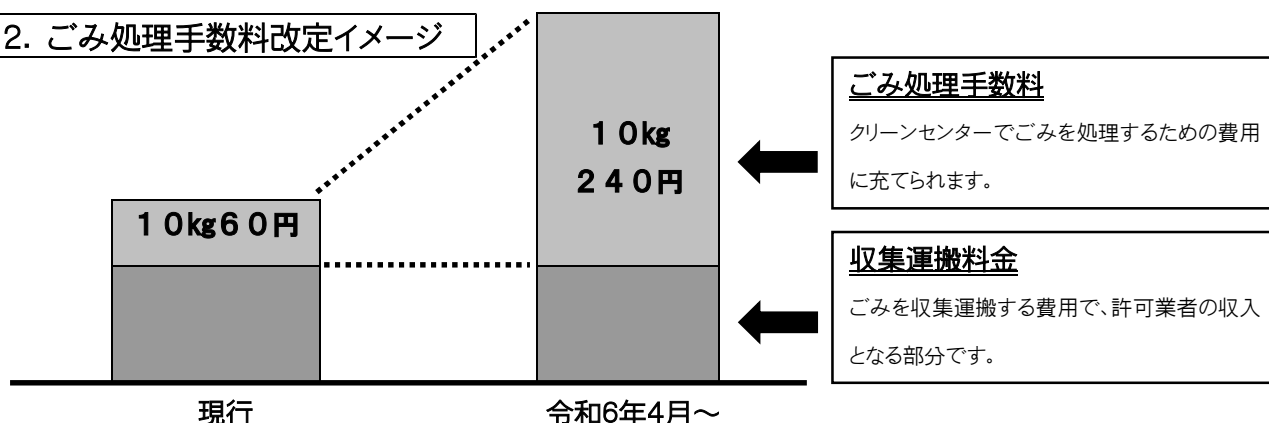
よって、皆様がお支払いしている「ごみ処理手数料」を10kgあたり60円から240円に改定します。令和6年4月1日以降は、新料金となりますのでご注意ください。なお、現在、収集運搬許可業者(以下「許可業者」と契約し、収集運搬を依頼している事業者の皆様は、契約している許可業者へご確認ください。

1. ごみ処理手数料ってなに？

事業活動から排出されたごみは、許可業者などを通じて適正に処理することが義務付けられています。許可業者に収集運搬をお願いしている場合は、市クリーンセンターがごみを処理する、①「ごみ処理手数料」と、許可業者がごみを収集・運搬するための②「収集運搬料金」の合計となります。また、事業者が直接市クリーンセンターに搬入された場合は、③「ごみ処理手数料」のみとなります。



2. ごみ処理手数料改定イメージ



3. ごみの適正処理について

事業活動に伴って生じたごみは、事業系ごみとして適正に処理することとなり、家庭ごみとして処理することが禁止されています。事業系ごみを処理する際は、許可業者と契約を交わして処理するなど、適正な処理をお願いします。また、分別は、ごみを排出する事業者の責務であり、排出段階できちんと分別していただくようお願いいたします。今後とも事業者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。